

定期監査報告(第8号)

1. 監査の対象

こども未来課・福祉医療課

2. 監査の期日

令和4年2月22日(火)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

下記事項について、再確認し改善すべきと思われる。

【こども未来課】

・契約書は作成されてはいるものの、契約書に沿った業務が行われていない。

①発達支援事業業務委託

契約書第6条2項 受託者は次条に規定する業務管理責任者に対して指示を行う。

第7条(従事者等)には、業務管理責任者が明示されていない。

②消防用設備の保守点検について、それぞれの点検を委託期間内に2回実施することとなっているが、実際に実施したのは6月と12月である。

この委託期間は、4月1日から3月31日となっているが、このような点検等の業務が4月1日でなければならぬ理由はあまり見当たらないことから、

今後委託期間の見直しをすべきと考える。

③除雪作業委託業務については、契約書第16条に履行状況等を委託者に報告することとしている。しかし、実際には業務完了報告書をもって履行状況報告と見なしている。また、業務完了報告書には提出月日が記されていない。これらのことから、文言の整理を含め十分検討すべきと考える。

(くっちゃん保育所ぬくぬく)

・契約書は作成されてはいるものの、契約書に沿った業務が行われていない。

①定期報告調査業務委託

この業務の委託期間は、9月30日となっているが、実績報告書の日付は10月20日となっている。

また、契約書第16条においては、業務が完了した時は業務完了報告書を提出することとなっている。さらに、完了報告書は業務完了後速やかに提出することとなっていることから、様式を改めることや業務完了後は速やかに完了した旨の報告を受けること。

②保守点検委託やフィルター清掃洗浄業務については、契約書第7条、第8条の項目に従って届け出等を行うものとする。

③調理業務並びに警備業務についても、担当職員、業務管理責任者の届け出が必要である。

【福祉医療課】

・課発注の委託業務において、契約書中には条文があるものの、それに沿った事務処理がされていない。

①除雪委託業務

契約書第7条（担当職員）、第8条（業務管理責任者）の届け出がない。

また、第11条（実績報告書）には、毎日の作業内容を除雪報告書に記録することとなっているが、報告書の様式等が契約書（特記仕様書含む）に記載されていない。

②火災報知器設備の受信機設置交換にあっては、契約書第3条（工程表）、第8条（監督職員）、第9条（現場代理人等）の届け出がない。

また、第30条（検査引渡し）において、工事の完成届がなされていなかったり、検査員の任命、検査年月日の通知がされていない。

③清掃委託業務にあっては、契約書第9条（監督員に従う義務）となっているが、発注者の監督員の指定が契約書に明記されていない。また、業務担当員に関する条項の記載もない。

④ネットワーク機器移設対応業務にあっても、契約書第7条、8条の届け出がない。また、第17条の業務完了報告書とあるが、実際に提出されているのは作業完了報告書となっている。さらに、検収書で処理しているが、契約書の内容からすると検査調書を作成すべきと考える。

なお、上記のような案件が他に5件ほどあった。

契約書の内容を精査するとともに、契約書や特記仕様書に記されていることを、十分理解し業務を遂行されたい。